

～ 活動を実施するにあたっての注意事項 ～

(十日町市環境美化ボランティア支援事業)

(1) ボランティアごみ袋について

- ・支給するボランティアごみ袋は、本事業以外の用途に使用することはできません。また、他人に譲渡したり、自分が排出したごみを混ぜたりしてはいけません。
- ・支給されたごみ袋がなくなった場合は、再度申請が必要になります。
- ・年度内のすべての活動が終了したときに残ったごみ袋は、環境衛生課（又は支所地域振興係）へ返却してください。

(2) 清掃活動中

★活動中の様子がわかる写真を1枚以上撮ってください。

- ・しっかりと分別しながらボランティアごみ袋に入れてください。
- ・特に、電池やバッテリーが内蔵されている電子機器は発火のおそれがあるため、他の埋立てごみと区別します。
- ・私有地に落ちているごみは拾ってはいけません。
- ・次のようなごみは回収せず、環境衛生課（又は支所地域振興係）へ報告してください。

- | |
|--------------------------------------|
| ・家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機） |
| ・タイヤその他の粗大ごみ ・事業者が不法投棄したと思われるごみ |

- ・活動中の事故、怪我にはくれぐれも気を付けてください。
- ・作業が終わったら、実績報告書を記入し、写真をプリントアウトしておきます。



(3) 搬入前の事前連絡

★回収したごみは、ごみステーションには出せません。ごみ焼却場（エコクリーンセンター）へ直接持ち込んでください。（※）

★ごみ焼却場に持ち込む前営業日の17時まで、環境衛生課（☎025-752-3924）へ連絡してください。

★事前連絡がない場合、ごみを引き取ることができません。

※法人等が、自身の契約する許可業者に対して回収したごみの処理を委託することは可能ですが、その費用は自己負担となります。ごみの重量を控えておき、実績報告書を環境衛生課（又は支所地域振興係）へ提出してください。



(4) 搬入日

- ・ごみ焼却場は、平日の13～14時の間は混雑しにくく、比較的スムーズにごみを搬入することができます。

★ごみ焼却場の受付へ実績報告書と写真を提出してください。

★実績報告書がない場合、ごみを引き取ることができません。



問合せ先：十日町市環境衛生課環境企画係
(TEL：025-752-3924)